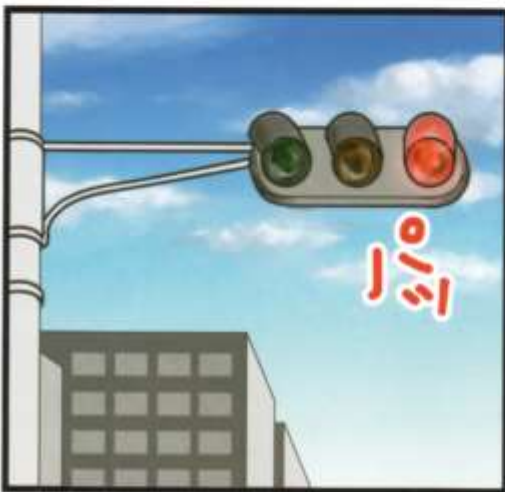


もっと!

知って納得!

—自動車検査証の備考欄編—

エピソード 3



※(1)対象自動車:登録自動車といわれる普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車と二輪の小型自動車(250cc超)が対象となります。
ただし、現在(平成26年4月)軽自動車は対象になっていません。

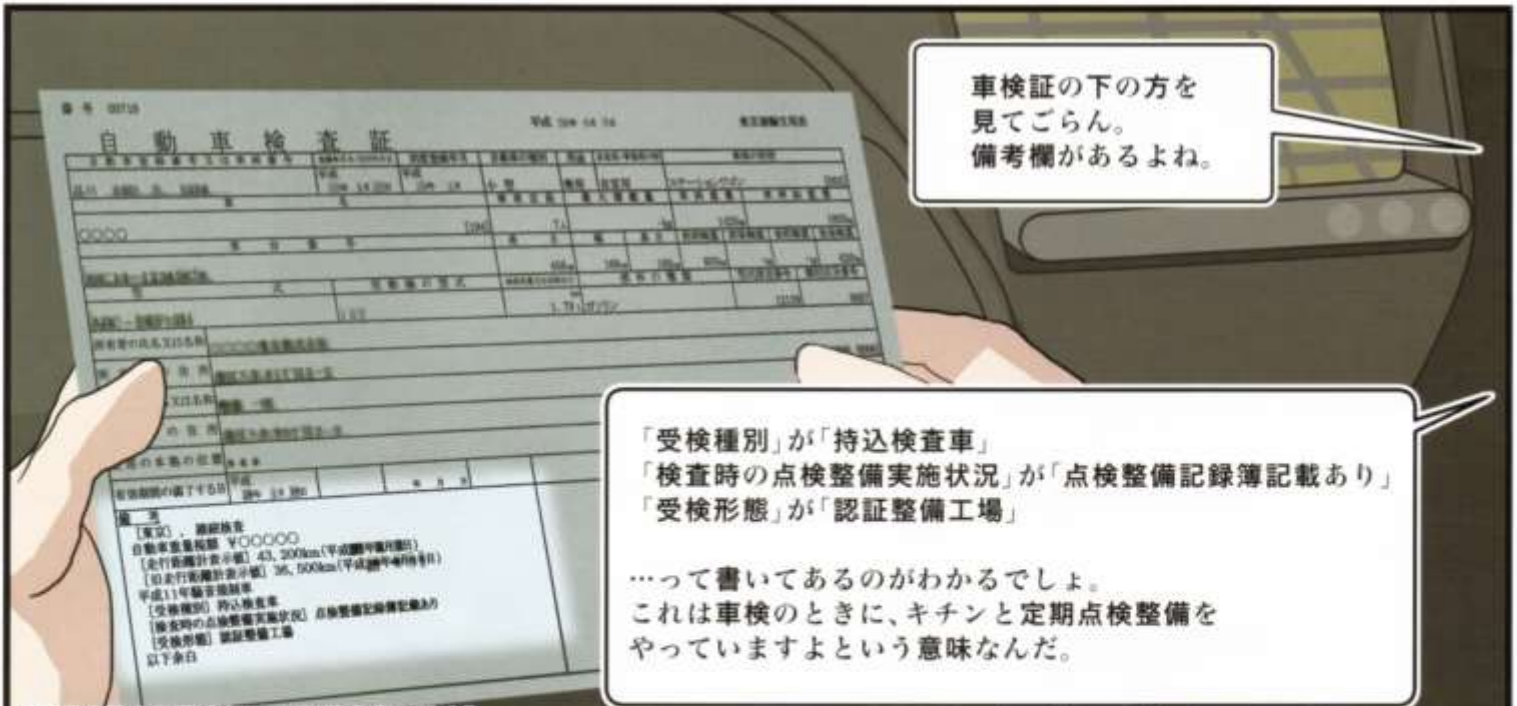
※(2)車 検 証:正しくは“自動車検査証”ですが、ここでは一般的に使用されている“車検証”としています。



じゃあ、このクルマの車検証を見てみて。

はい！
ここですね。

登録番号や住所などが書かれているのは知ってるけど…



車検証の下の方を見てごらん。
備考欄があるよね。

「受検種別」が「持込検査車」
「検査時の点検整備実施状況」が「点検整備記録簿記載あり」
「受検形態」が「認証整備工場」

…って書いてあるのがわかるでしょ。
これは車検のときに、キチンと定期点検整備をやっていますよという意味なんだ。

【自動車検査証備考欄への記載内容一覧表】

受検種別	受検形態	検査時の点検整備実施状況
指定整備車	指定整備工場	点検整備記録簿記載あり
持込検査車	認証整備工場	点検整備記録簿記載なし 又は 点検整備記録簿記載あり
	使用者 その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)	

※国から認められた指定工場で受けられた場合は
「受検種別」が「指定整備車」
「検査時の点検整備実施状況」が「点検整備記録簿記載あり」
「受検形態」が「指定整備工場」
となっており、定期点検整備が確実に実施されています。



ホントですね



これで、安心してクルマを使うことができるって訳さ！

やっぱ、センパイってなんでも知ってますね！



いやいや…とにかくクルマが好きなんだけど…

はい！
お願いします！

こういう話って、なにかと役に立つこともあるからね。
会社に戻ったら、もう少し詳しく話そうかな…



ほい！佐藤くん！
今回も、要点を
まとめてプリント
しておいたよ。

うあ…！
すみません！
ありがとう
ございます！



今日、帰ったら、この資料を
参考にして、自分のクルマの
車検証も確認してみます。

それはいいね！



せっかく車検証を確認
するなら、下の
「4つの安心」
についても、もう一度
確認してみるといいよ。

是非、そうして
みます。

1 プロにおまかせ！ 次回の定期点検までの安全をキープ

国家資格を持つプロの整備士が、ブレーキなどの分解を含む56項目（自家用乗用自動車）の2年定期点検をし必要な安心整備を行います。

ボクたちに
おまかせください！



2 安心の目印！ 点検整備済ステッカー

定期点検整備を実施したクルマには、クルマの前面ガラスの助手席上方に「点検整備済みステッカー」を貼ります。定期点検整備を確実に実施したことを示すもので、数字は次回の定期点検整備の期日を示しています。



プロの整備の
証だね！

運輸局認証(指定)工場

点検・整備付き車検 4つの安心

3 万一の時にも安心対応！ 整備保証

定期点検整備を実施した箇所で、その後、点検・整備作業が原因で不具合が生じた場合には、無償で再整備を行います。保証期間は定期点検整備を実施した日から6カ月または走行距離1万kmのいずれかに達するまでとなります。（一部工場及び一部の自動車は除かれます。）



4 ひと目でわかる！ 点検整備(分解整備)記録簿

これはいわば、クルマの健康カルテ。エンジンやブレーキをはじめ、さまざまな箇所の点検・整備の内容が記録されています。



自家用乗用車の点検整備(分解整備)記録簿



自己責任の世の中だから
こそ、モチは餅屋…
ここは、やはりプロに
まかせた方がイイって
ことですね。

ホント…
そうなんだよね。



ところで、センパイ！
点検・整備付きの車検
は、どこで受けられる
んでしたっけ？

この看板がある
整備工場だったら
大丈夫だよ！



※自動車の保守管理責任は、ユーザー自身にあり、日常点検と定期点検の実施が義務づけられています。
あなたの大切なクルマと、ご家族の安全を守るためにも、認証(指定)工場での点検・整備付き車検をおすすめします。
以前のエピソードは以下のWebサイトでご覧になれます。
<http://www.jaspa.or.jp/>

認証(指定)工場と代行車検の違いは？

認証(指定)工場は安心の点検・整備付き車検

認証(指定)工場の点検・整備付き車検

〇〇〇は、もう交換しておいた方がイイと思いますよ。



おねがいします。



お客様に代わって国家資格を取得した整備のプロがブレーキなどの分解整備を含めた2年定期点検・整備を実施します。

安心できる点検・整備の実施

車検手続きのみの代行業者



代行業者はブレーキなどの分解整備ができません。

※「認証」を取得していない事業者が分解整備を行うことは法律で禁止されています。

①点検・整備



認証(指定)工場が車検の更新手続きをします。2年定期点検整備が完了したクルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。
※指定工場は、自社で完成検査を実施します。

合格



代行業者が車検の更新手続きをします。クルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。

再検査

不合格

代行業者では整備できない部位もあります

不合格箇所を整備した後再検査

合格

自動車検査証(車検証)備考欄への記載

○認証工場の場合

受検種別:持込検査車
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載あり
受検形態:認証整備工場

○指定工場の場合

受検種別:指定整備車
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載あり
受検形態:指定整備工場



プロによる点検・整備で安全・安心!
しかも整備保証付きです。
(一部工場及び一部の自動車は除かれます。)
(自家用乗用車:6ヶ月または1万km)

③車検後のカーライフ

自動車検査証(車検証)備考欄への記載

受検種別:持込検査車
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載なし
受検形態:その他
(使用者以外の者により受検が代行された場合)



検査に合格していても検査場ではブレーキなどの分解検査は行いません。あくまで“検査を受けた時点”でのテスター等による機能検査のみです。クルマの今後の安全性には不安が残ります。